

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 27 日から同年 9 月 7 日まで
② 昭和 43 年 9 月 25 日から 47 年 3 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を照合したところ、A社とB社において勤務した期間については脱退手当金を支給済みのため厚生年金保険の被保険者期間とはならないとの回答を受けた。

しかし、B社を退職してすぐに再就職しており、脱退手当金を請求する理由も受け取った覚えもないので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社（脱退手当金の支給対象期間において最後に勤務した事業所）における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した数日後に再就職しており、同社を退職する時点で、その後も引き続き就職する意思があったものと認められる上、脱退手当金が支給決定したとされている日には、再就職先において共済組合員であったことから、申立人本人が請求したとは考え難い。

また、B社は、申立期間当時、脱退手当金の代理請求は行っていなかった旨回答している上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（昭和 47 年 3 月 21 日）の前後各 2 年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 21 人のうち脱退手当金を受給した者は二人のみであり、そのうちの一人は資格喪失から約 2 年後に受給していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行っていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

岡山厚生年金 事案 1216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和22年4月1日に、喪失日に係る記録を同年6月13日に訂正することが必要である。

なお、昭和22年4月及び同年5月の標準報酬月額を150円とすることが妥当である。

また、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年4月1日から同年6月13日まで

申立期間中はA社に勤務しており、所持している給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、申立人が申立てに係る事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、昭和22年4月及び同年5月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から150円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和49年10月1日に解散しており、関係者の所在は不明であるため確認できないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合においては、その後に喪失届等が提出されることとなるが、そのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）がこれらの届出を記録していないとは考え難いことから、事業主はこれらの届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和

22 年 4 月及び同年 5 月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案 1217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和45年11月22日に訂正することが必要である。

なお、昭和45年11月の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月22日から同年12月1日まで

昭和37年4月1日にC社に就職し、44年3月にA社に移った後、何度か転勤はあったが、平成14年に退職するまで継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する退職金計算書及び同社が加入している健康保険組合が保管する申立人の健康保険被保険者記録から、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し（A社本社から同社B工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

そして、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人は、同社本社（適用事業所名はA社）における厚生年金保険の被保険者資格を昭和45年11月22日に喪失していることが確認でき、申立人の同社B工場における同資格の取得日を、同社本社における同資格の喪失日と同日に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る昭和45年11月の標準報酬月額については、A社B工場に係るオンライン記録（昭和45年12月の標準報酬月額）から、5万6,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を

履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成4年5月1日から同年6月1日までの期間、同年11月1日から5年5月1日までの期間、同年6月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から6年2月1日までの期間、同年3月1日から同年8月1日までの期間、同年12月1日から12年10月1日までの期間、16年11月1日から17年9月1日までの期間、同年11月1日から18年9月1日までの期間及び同年11月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、4年5月は44万円に、同年11月から5年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年10月から6年1月までの期間、同年3月から同年7月までの期間及び同年12月から12年9月までの期間は47万円に、16年11月から17年8月までの期間及び同年11月から18年8月までの期間は50万円に、同年11月から19年2月までは53万円に、同年3月から同年8月までは56万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成15年7月31日、同年12月25日、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は35万円、同年12月25日及び19年7月31日は34万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月1日から19年9月1日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月31日

- ⑤ 平成 16 年 12 月 25 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 31 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 25 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 31 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 31 日

厚生年金保険の記録を確認したところ、所持している給与明細書と標準報酬月額が相違しているため、記録を訂正してほしい。給与明細書を所持していない期間についても、同じように誤りがあるものと考えている。

また、賞与についても届出がなされていないので、記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、同法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成4年5月1日から同年6月1日までの期間、同年11月1日から5年5月1日までの期間、同年6月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から6年2月1日までの期間、同年3月1日から同年8月1日までの期間、16年12月1日から17年9月1日までの期間、同年11月1日から18年9月1日までの期間及び同年11月1日から19年9月1日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額から、また、7年1月1日から12年10月1日までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額から、それぞれ、4年5月は44万円に、同年11月から5年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年10月から6年1月までの期間、同年3月から同年7月までの期間及び7年1月から12年9月までの期間は47万円に、16年12月から17年8月までの期間及び同年11月から18年8月までの期間は50万円に、同年11月か

ら19年2月までは53万円に、同年3月から同年8月までは56万円に訂正することが必要である。

また、給与明細書及び賃金台帳が無い平成6年12月1日から7年1月1日までの期間及び16年11月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額については、その直後の月に係る給与明細書、課税台帳又は給与支払報告書から推認し、6年12月は47万円に、16年11月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、上記期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人が所持する賞与明細書又は事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間②、③、⑨及び⑩について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書に記載された賞与額から、平成15年7月31日は35万円、賞与明細書又は賃金台帳に記載された保険料控除額から、同年12月25日は35万円、18年12月25日及び19年7月31日は34万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出書を社会保険事務所に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から推認し、平成16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出書を社会保険事務所に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 一方、申立期間①の標準報酬月額のうち、i)平成4年6月から同年10

月までの期間、5年5月、同年9月、6年2月及び同年8月から同年11月までの期間については、給与明細書、源泉徴収票及び課税台帳が無く、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができないことから、

ii) 12年10月から同年12月までの期間、13年2月から14年3月までの期間、同年7月、同年9月、同年12月、15年3月、同年4月、同年7月から16年1月までの期間、同年4月、同年5月及び同年9月については、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額と一致することから、

iii) 平成17年9月、同年10月、18年9月及び同年10月については、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と一致することから、

iv) 13年1月、14年4月から同年6月までの期間、同年8月、同年10月、同年11月、15年1月、同年2月、同年5月、同年6月、16年2月、同年3月、同年6月から同年8月までの期間及び同年10月については、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、その前後の月に係る給与明細書、課税台帳又は給与支払報告書から推認した報酬月額に見合う標準報酬月額と一致することから、上記期間に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、上記記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における＜申立期間（賞与支給日）＞（別紙一覧表参照）の標準賞与額に係る記録を＜訂正後標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間（賞与支給日）＞（別紙一覧表参照）

A社から申立期間において賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、その記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している賞与の支給及び厚生年金保険料の控除に関する資料（給与項目一覧表）から、申立人は、申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る標準賞与額については、控除された厚生年金保険料額に見合う標準賞与額から、＜申立期間（賞与支給日）＞（別紙一覧表参

照)については<訂正後標準賞与額>(別紙一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

別紙

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	訂正後標準賞与額
1222	女		昭和55年生		平成16年3月31日	9万9,000円
					平成16年6月30日	32万2,000円
					平成16年12月30日	41万9,000円
					平成17年3月31日	8万6,000円
					平成17年6月30日	32万7,000円
					平成17年12月29日	43万1,000円
					平成18年3月31日	8万8,000円
					平成18年6月30日	32万7,000円
					平成18年12月30日	42万2,000円
1223	女		昭和56年生		平成16年3月31日	9万4,000円
					平成16年6月30日	30万8,000円
					平成16年12月30日	40万0,000円
					平成17年3月31日	8万2,000円
					平成17年6月30日	32万0,000円
					平成17年12月29日	42万0,000円
					平成18年3月31日	8万8,000円
					平成18年6月30日	32万0,000円
					平成18年12月30日	41万1,000円
1224	女		昭和59年生		平成18年6月30日	30万7,000円
					平成18年12月30日	38万8,000円
1225	女		昭和57年生		平成16年3月31日	5万1,000円
					平成16年6月30日	29万7,000円
					平成16年12月30日	40万3,000円
					平成17年3月31日	8万3,000円
					平成17年6月30日	31万5,000円
					平成17年12月29日	42万0,000円
					平成18年3月31日	8万6,000円
					平成18年6月30日	31万2,000円
					平成18年12月30日	40万6,000円
1226	女		昭和50年生		平成16年3月31日	8万0,000円
					平成16年6月30日	18万0,000円
					平成16年12月30日	17万1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	訂正後標準賞与額
					平成17年3月31日	7万8,000円
					平成17年6月30日	18万1,000円
					平成17年12月29日	17万7,000円
					平成18年3月31日	8万1,000円
					平成18年6月30日	30万8,000円
					平成18年12月30日	39万7,000円

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月まで
国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料は自宅兼店舗において集金人（市職員）に毎月納めていたの
で、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 9 月に夫婦連番で払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月まで）は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、納付が可能な申立期間の一部（昭和 37 年 7 月から 39 年 3 月まで）については、申立人は国民年金保険料を遡って納付した記憶はない上、一緒に納付したとするその妻（当時）の保険料も未納となっている。

さらに、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿から、昭和 53 年 3 月頃には申立期間の国民年金保険料が未納となっていることについて申立人が承知していたこと、及び申立人が名前を挙げた集金人が申立人に係る国民年金の加入時期、保険料の納付状況について証言し、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 46 年 3 月まで
母親から国民年金保険料を納付するよう何度も言われていたため、町役場において申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるので、未加入とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 4 月に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付金額等）についての記憶が定かでない上、保険料の納付を勧めたとするその母親は病気のため事情を聴取できず、申立人の兄弟からも申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月まで
昭和 49 年 4 月頃、亡き母親が、国民年金の加入手続を行い、毎月、農業協同組合婦人部の集金人に兄と私の分を含め 3 人分の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたため、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 11 月に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 49 年 4 月から 50 年 9 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、納付が可能な申立期間の一部（昭和 50 年 10 月から 53 年 3 月まで）については、申立人に国民年金保険料を遡って納付した記憶はない上、その母親（死亡）と一緒に納付したとする申立人の兄の保険料も未納となっている。

さらに、申立期間のうち、申立人の母親及び兄のいずれもが納付済みとなっている期間（昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで）の国民年金保険料は納付時期が異なっており、母親が親子 3 人分と一緒に納付していたとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年3月までの期間及び50年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から46年3月まで
② 昭和50年4月から53年3月まで

口座振替により国民年金保険料を納付し始めるまでは、毎月、母親が農業協同組合婦人部の集金人に妹と私の分を含め3人分の国民年金保険料と一緒に納付しており、母親が不在の時は、自ら納付したこともあったので、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、主にこれを行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、納付状況（納付時期、納付金額等）を確認することができない。

また、申立期間②の国民年金保険料については、申立人の妹の保険料も未納となっている上、申立人及びその母親のいずれもが納付済みとなっている期間（申立期間①と②の間。昭和46年4月から50年3月まで）の保険料については納付時期が異なっており、母親又は自らが親子3人分と一緒に納付していたとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立期間②中の昭和52年3月5日及び同年7月11日に未納催告が行われていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 62 年 5 月までの期間、同年 12 月から平成 2 年 6 月までの期間及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月から 62 年 5 月まで
② 昭和 62 年 12 月から平成 2 年 6 月まで
③ 平成 2 年 9 月

平成元年 10 月に結婚してからしばらくして、未納となっていた過去の国民年金保険料を約 2 年にわたり、毎月、納付した。当時は生活が苦しく、妻の保険料は納付できなかったが、私の保険料だけでもと苦勞して納付したので、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する申立人に係る国民年金資格取得・異動届書及び国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人は平成 4 年 7 月に国民年金の加入手続を初めて行い、国民年金手帳記号番号が同月に払い出されていることが確認できるが、この時点では、申立期間①及び申立期間②の一部（昭和 62 年 12 月から平成 2 年 5 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③の国民年金保険料については、平成 4 年 11 月に入金されているが、この時点では、時効により収納することができず、これを 2 年 10 月分に充当していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付金額等）についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 1 月 10 日まで
② 昭和 48 年 9 月 20 日から 49 年 4 月 13 日まで
③ 昭和 49 年 5 月 6 日から同年 11 月 26 日まで
④ 昭和 50 年 12 月 1 日から 52 年 7 月 16 日まで

申立期間①及び②については、A社において、申立期間③については、B社において、それぞれ不動産販売の営業職として勤務しており、月に50万円の給与を受けていた。

申立期間④については、C社において、営業職として勤務し、15万円から20万円くらいの給与を受けていた。

上記期間について、記憶している給与額に比べて、年金記録の標準報酬月額が低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①における給与明細書等を所持しておらず、給与支給月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和47年11月1日）の前後の期間（昭和47年7月1日から48年5月1日まで）に同資格を取得した男性従業員（申立人を除く）32人の資格取得時における標準報酬月額は、いずれも申立人の標準報酬月額と同額の7万2,000円である。

2 申立人は、申立期間②における給与明細書等を所持しておらず、給与支給月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、A社は昭和51年11月12日に解散している上、同社における元代表取締役は、既に死亡しており、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除等に係る証言は得られない。

- 3 申立人は、申立期間③における給与明細書等を所持しておらず、給与支給月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、B社は平成元年12月3日に解散している上、同社の元事業主の妻から聴取しても「社会保険関係の資料は無く、申立人に係る申立期間③の保険料控除額等は不明である。」と回答している。

さらに、申立人がB社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和49年5月6日）の前後の期間（昭和49年4月6日から同年8月3日まで）に同資格を取得した男性従業員（申立人を除く）50人の資格取得時における標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額より低額である一人を除き、いずれも申立人と同額の12万6,000円である。

なお、申立人に係る申立期間最終の昭和49年10月の標準報酬月額は、当時の標準報酬の最高等級月額に相当する20万円である。

- 4 申立人は、申立期間④における給与明細書等を所持しておらず、給与支給月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、C社は平成11年3月10日に解散している上、同社の元事業主は居所不明であり、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除等に係る証言は得られない。

さらに、申立人がC社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和50年12月1日）の前後の期間（昭和50年7月1日から51年5月30日まで）に、同資格を取得した男性従業員（申立人を除く）40人の資格取得時における標準報酬月額をみると、そのうち、15人が5万2,000円、19人が5万6,000円、残りの6人が6万円となっており、申立人の標準報酬月額（5万2,000円）のみが同僚と比べて特に低い額とまではいえない。

加えて、申立人の標準報酬月額が18万円に改定された昭和51年10月において、上記40人のうち、引き続きC社に在籍していた14人の標準報酬月額は、6万円から28万円の範囲内であり、申立人の標準報酬月額（18万円）のみが特に低い額とまではいえない。

- 5 以上のほか、申立期間において、申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない上、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることは

できない。

岡山厚生年金 事案 1220

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 8 日から 46 年 9 月 1 日まで
申立期間において、A社（現在は、B社）に継続して勤務し、厚生年金保険に加入し厚生年金保険料を控除されていたはずなので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元専務取締役の証言及び雇用保険の記録から、申立人は申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、B社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、申立人は、昭和 45 年 9 月 8 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、46 年 9 月 1 日に、再度、申立てに係る事業所において同資格を取得していることが確認できる上、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、申立人が健康保険被保険者証を返却したことを示す「証回収」と押印されている。

また、上記の元専務取締役は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書のとおり、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているようなので、申立期間の厚生年金保険料については控除していないと思われる。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無い。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1221

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月28日から36年8月1日まで
昭和35年11月に嫁いで来た時から、嫁ぎ先が経営していたA社で業務に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の元従業員の証言から、時期を特定することはできないものの、申立人が、同社で業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の元事業主及び元社会保険事務担当者は既に死亡しており、元従業員からは申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

また、申立人は、申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格を昭和36年8月1日に取得しているとともに、社会保険業務及び給与業務を前任者から引き継いだと述べているが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、その前任者は、申立人が資格取得した直後の同月26日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人が上記の業務を引き継ぐため、前任者が被保険者資格を喪失する直前に被保険者資格を取得したと考えるのが相当である。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1227

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月15日から同年8月1日まで
② 昭和27年10月1日から30年5月1日まで
③ 昭和31年10月1日から32年7月21日まで
④ 昭和33年4月21日から34年6月29日まで

申立期間①、②及び④においてA社（現在は、B社）に、申立期間③においてC社（現在は、D社）に、それぞれ、勤務し厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について年金記録を訂正してほしい。

なお、A社は、E社という名称であった可能性もある。

第3 委員会の判断の理由

1 E社は、厚生年金保険の適用事業所として存在しておらず、商業登記簿を確認しても、申立てに係る場所及びその周辺には特定することができない。

2 A社における厚生年金保険の被保険者記録を有する従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間②当時に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①及び②以後の昭和30年5月1日である上、同事業所に同日よりも前から勤務していたとする従業員から聴取しても、同事業所が適用事業所となる前に厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

3 申立期間④当時にA社における厚生年金保険の被保険者記録を有していた従業員（複数）は、既に死亡しており、申立人の申立期間④における勤務実態を確認できない。

また、B社は、申立期間④当時の関係資料を保管しておらず、「申立人の在籍記録は確認できない。」と回答している。

- 4 申立期間③当時にC社における厚生年金保険の被保険者記録を有する従業員（複数）から聴取しても、申立人の申立期間③における勤務実態を確認できない。

また、D社が保管している厚生年金保険被保険者台帳に申立人の氏名は無く、同事業所の従業員は、「C社は従業員の希望を確認して厚生年金保険に加入させていた。」と証言しており、申立期間③当時、事業主は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推認できる。

- 5 申立人に係る申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1228

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 10 日から同年 8 月 1 日まで
高校を卒業した昭和 36 年 3 月から A 社 (B 社が事業を承継) に勤務したにもかかわらず、同年 8 月 1 日から厚生年金保険に加入したとの記録となっているため、申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚 (複数) の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚 (同期入社) のうち、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できた 4 人は、いずれも入社から数か月後に被保険者資格を取得しており、同事業所の事業主は、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推認される。

また、B 社は、申立人に係る資料は無く、申立期間の厚生年金保険料を控除していたか否かについては不明である旨回答している。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1229

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 1 日から 13 年 8 月 1 日まで

申立期間において勤務したA社における給与月額は22万円であったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が給与月額に見合う額より低い額となっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管する賃金台帳に記録されている申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、同事業所の事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと推認できる。

また、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1230

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から63年7月1日まで

A社にB職として勤務していた期間については給与月額が下がったことはないにもかかわらず、47万円だった標準報酬月額が申立期間は44万円に下がっているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、申立人に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、申立人の申立期間に係る給与月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人と同じくB職であった申立人の同僚（当時）の報酬月額は、申立期間中の昭和62年10月1日に下がっており、申立人の給与月額が下がっていることに特段の不自然さは見受けられない。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に標準報酬月額が遡って低く訂正されたような形跡は無く、事務処理に不自然さはみられない。

加えて、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。